

令和3年第1回定例会

令和3年 2月10日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和3年2月10日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第2号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第3号 令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第4号 令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について
- 第 8 議案第5号 令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 9 議案第6号 令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について
- 第10 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	松村晋之君	2番	野口靖君
3番	大久保協城君	4番	湯井廣志君
5番	橋本新一君	6番	岩崎和則君
7番	茂木光雄君	8番	冬木一俊君
9番	針谷賢一君	10番	隅田川徳一君
11番	吉田達哉君	12番	中村さと美君
13番	大竹隆一君	14番	渡邊幹治君
15番	三澤望太君	17番	山崎恒彦君
18番	栗原透君	19番	小屋淳君

欠席議員（1名）

16番 神田辰男君

説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	組合事業統括 兼病院院長	塚田義人君
病院長補佐	設楽芳範君	介護老人保健 施設長	河合弘進君
事務局長兼 経営管理部長	新井滋君	副看護部長	足利章江君
薬剤部長	小幡輝夫君	診療支援部長	金子修君
次長兼 企画財政課長兼 しらさぎ管理課長	中里光夫君	総務課長兼 安全管理センター 事務統括	堀越輝雄君
用度課長	新井誠十郎君	医事情報課長兼 健康管理センター 事務統括	五十嵐哲二君
経営戦略室長	清宮きよ江君	課長兼 患者支援センター 事務統括兼 緩和ケアセンター 事務統括	横坂政彦君

事務局職員出席者

患者支援センター
地域医療支援
グループリーダー 青木雅代 企画財政課
査 萩原和美

総務課 秋山裕子

総務グループ 櫻井力

総務課主査 大澤佑典

開会の挨拶

議長（岩崎和則君） 皆さん、こんにちは。

議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

神田辰男議員より、遅刻する旨の連絡がありました。ご報告申し上げます。

次に、議員各位にお願い申し上げます。

今期定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のためマスクを着用していただき、発言の際もマスク着用のままお願いいたします。なお、議長は議事進行のため着用しませんので、ご了承ください。

それでは、議会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、議案6件でございます。慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくようお願いいたします。

開会及び開議

午後1時43分開会

議長（岩崎和則君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和3年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（岩崎和則君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（岩崎和則君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、5番、橋本新一君、13番、大竹隆一君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（岩崎和則君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

令和3年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位にはご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策でございますが、群馬県内における感染状況がなかなか好転しない中、医療や介護の現場におきましても厳しい状況が続いておりますが、藤岡総合病院におきましては、引き続き万全の体制を心がけておりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますように切にお願いを申し上げます。

また、旧病院跡地については、効果的な利活用が図られるよう、組合として適切に対応してまいりますので、議員各位には深いご理解とご協力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

さて、本議会に提案をいたします案件は、組合各事業の令和3年度予算をはじめ、6案件の審議をお願いするものでございます。いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第4 議案第1号

議長（岩崎和則君） 日程第4、議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本件は、組合格約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、組織団体間において協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和3年4月1日より館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害に対する補償事務の共同処理を開始することに伴う改正で、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第2号

議長（岩崎和則君） 日程第5、議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

当組合の薬剤師及び医療技術員にあつては、平成18年度以降現在まで、一般にいう係長職であるグループリーダーから課長補佐職である室長補佐への昇任を行っておりません。平成18年度当時の病院の経営状況に鑑みての措置でありましたが、今般、当時とは病院の経営状況も変わり、職員構成も変化していることから、今後の弾力的な人事配置及び組織運営のため、薬剤師及び医療技術員の職に室長補佐を置こうとするものであります。

改正の内容であります。薬剤師及び医療技術員が適用を受ける本条例の別表第3ウ)医療職給料表(二)等級別基準職務表の5級に、「室長補佐の職務」を加えるものであります。

施行日につきましては、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い

い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この医療職給料表の（二）ですか、これを今回改正して、5級を今まで室長しかなかったものを室長補佐という項目をここへ入れるということですよ。4級の人が今度は何人か5級に上がる。

医療は（一）が医師、（二）が薬剤師や技術職、（三）が看護師職ということになっておりますが、今回この医療（二）だけを室長補佐の職務というのを入れるようですけれども、室長補佐というのができないと、病院の経営に何ら支障があるのかないのか、お伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） お答えいたします。

湯井議員のご質問されました病院の経営に支障が出るか出ないかということについてお答えをするとすれば、現状におきましても、薬剤師、また医療技術員、皆一生懸命仕事をしておりますので、病院の経営上、仮にこれが5級に室長補佐を設けなかったとしても支障が出るというふうには考えてはおりません。

以上でございます。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私聞くのは、ただ単純にこの4級を5級に上げて、管理職手当、給料を上げるというだけで、この給料表の改正ではおかしいんじゃないですかということを質問していて、ですから、経営には支障がなくても、それなりの仕事をしているから薬剤師にしても上げなくちゃならないというような答弁ですけれども、そういう考えをするなら、看護師職だって同じですよ。なぜ給料表（二）だけを改正して、看護職も看護師長の補佐というのをつくればいいんでしょう。

ですから、医療職（二）だけ薬剤師や技術職が大変だから給料上げるということじゃなくて、全て改正をしなければおかしいじゃないですか。どうせ変えるなら、看護師職だって同じように補佐職というのをつくるべきだと思いますが、どうですか。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） お答えいたします。

湯井議員のご質問、職員のことを思っていたらのご発言と受け止めさせていただきました。

現状申しますと、医療職の（三）看護職の給与体系につきましては、看護師長の直下が副看護師長という位置づけになっておりまして、こちらで湯井議員のおっしゃるいわゆる補佐に相当するものではないかというふうに考えており

ます。

今回医療職の（二）だけというのは、実は医療職の（二）が先ほど部長の提案説明にもございましたとおり、過去に、当時室長補佐という言い方ではなかったんですけども、それに相当する職がございました。それを恐らく当時の経営に鑑みて人件費にまで切り込んだということだと解釈しておるんですけども、一度その職そのものを廃止して、それで今に至っているというところでありまして、医療職（二）だけ、（一）あるいは（三）、我々行政職と比べまして少しその辺で厳しい面があったというところがございます。

今回、医療職（二）が長年そういう状況も続いてきたので、いつかどこかでは見直すべきであったと思うんですけども、今回このように提案をさせていただいたと、そういうことでございます。

以上です。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 今回の病院、コロナの関係で非常に医師、看護師というのが苦勞している。この中で、薬剤師、レントゲン技師などの技術職というのがそれほどコロナに直接関係するわけではありませんから、できるなら、医師はそれなりの給料体系となっておりますけれども、看護師というのをもう少しこの給料体系考えていただいて、そういう中で、補佐職という名前でなくてもいいから、ある程度昇格をさせる、そういうふうにすれば、生涯給料が上がった状態になりますから、一時金くれるよりもよっぽどいいわけですよ。そういうことを考えていくつもりがあるのか、お伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） お答えいたします。

大変重ねてありがたいお言葉をいただきましたので、ぜひご意向を参考にし、て今後必要に応じて検討させていただければと思います。

以上でございます。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の

給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第3号

議長（岩崎和則君） 日程第6、議案第3号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第3号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条の収益的収入で1億310万3,000円の減額補正、収益的支出で、第1款病院事業費用が5,453万8,000円の減額補正となっております。

第4条の資本的収入及び支出で、それぞれ3,700万円の増額補正となっております。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2条で業務の予定量を変更するものです。令和2年度は新型コロナウイルスの影響が大きく、入院については1日平均患者数を330人から270人へ、外来につきましても1日平均患者数を760人から630人へ変更するものです。

第3条の収益的収入につきましては、第1款病院事業収益で1億310万3,000円の減額補正でございます。内容としまして、入院収益で7億3,735万9,000円の減額、外来収益で1,911万円の減額、その他医業収益で2,850万円の減額となっております。医業外収益では、新型コロナウイルスの補助金6億7,000万円を含む6億8,146万6,000円の増額となっております。

費用につきましては、第1款病院事業費用で5,453万8,000円の減額補正でございます。第1項医業費用では7,697万8,000円の減額補正でございます。内容といたしまして、給与費1億921万3,000円の減

額、材料費1億円の増額、経費6,776万5,000円の減額となっております。第2項医業外費用では2,204万円の増額補正でございます。

第4条の資本的収入で、新型コロナウイルス感染症の補助金3,700万円の増額補正でございます。資本的支出は、補助金による機器整備として同額の3,700万円の増額補正となっております。

第7条では、債務負担行為として院内保育所運營業務委託を追加するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 医業収益が7億8,500万円ほど出るというふうな話でございます。1日の平均患者さんが入院で60名減らして、予測して、なおかつ外来で130人というふうになっておりますけれども、私、11月にコロナの関係で受診控えなりいろいろな影響で減るのではないかなということ、当時6億円ぐらいは減るのではないかなというふうな話でしたけれども、実際にはこのようにもっと大きな数字になるんですけれども、最も医業収益が減っている理由というのはどういうことなのか伺います。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

第1の要因としましては、やはりコロナ感染症の関係で入院及び外来の患者数が減少しているため、単価的には伸びてはいるんですが、やはり患者数の減少が大きいために7億円という減額という結果となっております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 全てコロナの関係にすれば、それで大体説明がつくというか、話になるということなんでしょうけれども、実際にこのような形の減額が出る中で、どういった科のいわゆる減少というものが一番響いているのかどうかですね。

それと、一番こういうふうに私思うんですけれども、先日、ちょっと新聞を見てみたところ、透析の患者さんが何か命がけで透析というふうな形の中でやるのは、非常にその辺の致死率が、もしかかると11.7%ということで、一般の致死率の10倍以上だというふうな中で、透析の患者さんのそういった機会というか、いろんな面での問題が起きているということなんですけれども、当病院についてはそういった中での透析の方の減少とかそういうものというのは、コロナ感染症対策の中で、コロナを受け入れている病院ですから、そうい

う中であるのかどうか伺います。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） お答えいたします。

コロナ感染症で入院患者、外来患者さんの減少というのは本当に直接的に目に見えたものがありますけれども、透析に関しましては、決まったベッドに対して一定数の患者さんを受けておりまして、通院患者さんの中でコロナ感染症出たわけではありませんし、今現在で透析を受けながらコロナ感染という方も20名ぐらいはトータル出ているんですけれども、大抵重症化が予想される方ばかり、特に高齢者施設に入所していて、透析に通っているという方のクラスターのところ大きかったものですから、日赤ですとか、群大ですとか、そういう3次救急ですね、そういうところに収容されていると聞いています。

透析の診療に関しては、当院、供給体制のほう、恐らく昨年とは同程度の実績を上げているはずです。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第4号

議長（岩崎和則君） 日程第7、議案第4号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第4号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

す。

今回の補正予算は、第3条の収益的収入及び支出において予定額の補正、第4条の資本的収入で補助金の計上、資本的支出で建設改良費の計上をお願いするものでございます。

また、第5条は、議会の議決を必要な経費で、職員給与費の補正に伴うものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条は、介護老人保健施設と訪問看護ステーションの業務の予定量を変更するものでございます。特に介護老人保健施設しらさぎの里の通所につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として休止及び人数制限を行い、感染防止を最優先に運営しているため、利用者が大幅に減少しております。

第3条は、収益的収入及び支出の補正でございます。収入では、第1款介護老人保健施設事業収益で3,385万円の減額となります。内訳としましては、事業収益で、通所利用者の予定量が当初に比べ月平均320人減少する見込みのため3,627万円の減額、事業外収益で、感染症対策の経費に対する補助金で242万円の計上となります。第2款訪問看護事業収益では、利用者の予定量が729人減少する見込みのため918万9,000円の減額補正となります。

支出につきましては、第1款介護老人保健施設事業費用で611万9,000円の減額補正となります。内訳としましては、給与費で832万円の減額、材料費で100万円の増額、経費で200万円の減額、委託費で320万円の増額、長期前払消費税償却で1,000円の増額でございます。第2款訪問看護事業費用では623万円の増額補正となります。内訳としましては、給与費で573万円の増額、経費で50万円の増額でございます。

第4条、資本的収入及び支出では、介護老人保健施設しらさぎの里での新型コロナウイルス感染症防止対策として、補助金による機械器具購入を行うために260万円を計上するものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、給与費の減額に伴うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第5号

議長（岩崎和則君） 日程第8、議案第5号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第5号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてご説明を申し上げます。

まずは、引き続き健全な経営のために努力を続けると同時に、地域住民の皆様に安全・安心な医療サービスを提供できるように、併せて藤岡多野地域の基幹病院としての役割を十分に果たせるようにという思いを込めて計上させていただいております。

第3条の収益的収入及び支出は、病院事業収益は116億9,051万円、病院事業費用は128億6,482万円であります。事業収支におきましては11億7,431万円の赤字を計上いたしております。

次に、第4条では、公立藤岡総合病院資本的収入で7億2,849万4,000円、公立藤岡総合病院資本的支出は13億8,510万円を計上いたしております。

以下、第5条から第10条までは所要の額を計上させていただいております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせていただきますので、

よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてですが、公立藤岡総合病院における入院の病床数394床、1日平均患者数331人、年間延べ患者数12万815人、外来では1日平均患者数700人、年間延べ患者数16万8,700人を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。第1款病院事業収益では116億9,051万円、内訳といたしまして、医業収益が110億1,729万5,000円、医業外収益が5億5,820万5,000円、特別利益1億1,501万円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は128億6,482万円、その内訳は、第1項医業費用116億8,032万5,000円で、主なものといたしましては、給与費57億8,301万4,000円、材料費28億7,500万円、経費18億1,425万円、減価償却費11億4,633万7,000円でございます。

第2項医業外費用4億7,799万2,000円、第3項特別損失は7億550万3,000円で、旧病院の解体費用として7億円を計上しております。なお、解体費用の財源として7億円を公営企業等施設整理債で借り入れる予定でございます。第4項予備費100万円でございます。

病院事業会計の収支につきましては、病院事業では11億7,431万円の赤字予算となっております。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。第1款公立藤岡総合病院資本的収入で7億2,849万4,000円、内訳は、他会計負担金5億2,849万4,000円、企業債2億円でございます。資本的支出は13億8,510万円で、その内訳は、建設改良費で2億5,100万円、企業債償還金11億3,410万円でございます。

第5条は、債務負担行為として解体工事、監理業務委託を計上し、第6条に企業債として医療機器整備事業、解体工事費を計上しております。

第10条では、重要な資産の処分として旧病院の解体工事を令和3年、4年の2か年で計上しております。

今後も、地域住民の皆様へ安定した医療を提供するため、職員一丸となりさらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、赤字予算調製に伴い、お手元に配付してございます経営改善計画につきまして、企画財政課長より説明をさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） それでは、お手元に配付してございます経営改善計画についてご説明させていただきます。

まず、現状についてでございますが、新病院開院後、急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟を有効的に活用し、在宅復帰に向けた診療強化を図っていることで、病床の横断的な活用を推進し、急性期病棟の診療密度を高め、診療単価の増加を図っております。

今後の取組としましては、医療提供体制につきましては、当院は地域医療支援病院、地域災害拠点病院、がん診療連携拠点病院など、この地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関や行政の協力の下、紹介型外来を推進し、救急医療やがん診療を強化しているところであります。

また、入院医療におきましては、包括ケア病棟と回復期リハビリテーション病棟の有効な活用により急性期病床のさらなる活用につなげ、地域住民が安心して生活できるような医療の提供に努めてまいります。

経営基盤の確立としましては、入院部門では、効率的な病床利用により急性期病床の平均在院日数短縮を図り、さらに稼働率を高めることで急性期病院としての役割を果たすとともに、診療単価の増加を図り、増収につなげることを目指しています。また、外来部門におきましては、紹介型外来として専門的な医療の提供や外来化学療法の実施により増収を目指しています。

費用の削減につきましては、材料費や委託料等の引き続きの精査を行い、削減に努めてまいります。

このことを踏まえまして、令和3年度の予算では、入院収益で平均在院日数10日台を維持しつつ、入院患者数の増加、診療単価の増加を図ることで、令和元年度と比較して3億7,000万円の増収を計上しております。外来収益におきましては、紹介型外来や外来化学療法の実施により診療単価の増額を見込み、元年度比較1億2,000万円の増収を見込んでおります。

費用におきましては、給与費で職員の増により令和2年度に比べ4%の増加を見込んでおりますが、対医業収益比率では元年度実績が51.5%、3年度の予算としましては52.5%となっており、全国の黒字病院の比率と同程度の数字となっております。材料費では、2年度比較で2.6%の増加となっておりますが、外来化学療法の増加によるもので、外来収益アップにつながっております。

令和3年度の事業収支は11億円を超える赤字予算となっておりますが、旧病院の解体費用7億円の計上や減価償却費11億円の計上が大きく影響してお

ります。減価償却の費用に占める割合としましては、全国の黒字病院で7%台、赤字病院でも8%台となっており、当院は元年度が10%台、3年度が9%台という高い数字となっております。ここにあります比率につきましては、3ページの表をご覧くださいと思います。

なお、ここで示しました比較なんですけど、通常であれば前年度の2年度と比較するべきですが、2年度はコロナの影響で収益が大きく減少しておりますので、令和元年度との比較とさせていただきます。

以上、誠に簡単ではございますが、病院事業経営改善計画の説明とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 議案第5号について質問させていただきます。

今、令和3年度の病院事業の経営改善計画ということでの説明をいただきましたけれども、最後のフレーズでは、令和2年度はコロナの影響があったので元年と比較をしたということですけども、令和3年度は全くコロナの影響がないということで令和1年度と比較をしたのか、それとも、まだワクチンの接種も始まっていない状態で、まだまだ患者はだんだん増えたり、減ったり、こんなことを続けながら今年もいくんじゃないかなというふうに誰もが想像しているんですけども、そうやって令和元年と比較をして、令和2年と比較をしないのはなぜでしょうか。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

吉田議員の言われたとおり、ごもっともでございます。実は3年度につきましては、想定としまして、コロナの影響を受けない状況でつくっております。収入におきましても、費用におきましても、コロナを想定するほうがちょっと困難でしたので、3年度はコロナの影響を受けずにという形で計上させていただいております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 困難といっても、今年を参考にすればそれほど困難じゃないのかなと思うんですけども、いずれにしても、そうすると、想像を超えたりした場合には、また来年のこの時期になるのか分かりませんが、補正額が非常に増えてくるということで、この予算についても、いいとも悪いとも言えないような予算で、途中で変更すればいいやというようなふうにしかならないんですけども、先ほどの補正予算の中で、入院患者を330人、それから、そこから60人減らして270人にしたわけですね。

今回も、また300人、1日平均患者、入院で331人と。入院患者は700人と。130人減して630人だったから、おおむねそれに合わせるのかなと思ったら、その半分ぐらいの60人ぐらいを減らしたわけですけども、この辺の予算を立てる根拠というのが分からないんですよ。

それと、この経営改善計画なんですけれども、今後こうします、ああしますというのは分かるんですが、何に問題があって改善をするのか。市民に安心して暮らしやすい社会を提供するというんですけれども、藤総にかかったらみんなな治れば、それは一番いいですよ。急性期でそれを、きっちり急性期をまっとうしようとする、今核家族化が増えてきていて、年寄りの2人暮らしとか多いんですよ。そうすると、病院に1週間入院したら、お父さん、退院だよ。退院しても、私は年を取っているし、腰が痛いから、足が痛いから、お父さん面倒見るのは大変だよという、我々のところに来て、どこか病院紹介してくれと言うんだよね。

だから、このことを推し進めれば進めるほどきちっとその後のケアができる病院を確保していかないと、安心した暮らしというのはなかなか約束できないのかなというふうに思うんですけれども、その辺の今年立てた予算とこの経営改善計画の整合性とその辺についてちょっと説明を、細かい数字はいいですから、どういうことでこういう予算を立てて、これを執行していこうとしているのか、このコロナ禍においてもそれを想定しないで令和元年の予算を参考にしたという理由について、もう少し詳細に教えてください。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

まず、入院の平均の出し方なんですけど、ここ数年大体328人とか、320人後半の1日平均を推移しておりましたので、それに基づいて、努力という形で331人を出させていただいております。

また、外来におきましては、ここ数年紹介型外来を進めておまして、毎年減ってはいるんですが、過去大体4%減ぐらいの推移で来ておりましたので、元年度に4%減で2年度を想定して、それを基に、また4%減の700人として3年度は算定をしております。

それとあと、急性期としましては、もっと長くいたいということは重々分かります。ただ病院としましては、急性期病院として手術や治療を必要とする患者さんを数多く見るということが求められますので、そのために回復期リハビリをして退院を待つとか、包括ケア病棟で治療が終わって、次の施設とか病院に行く間、そちらに入院していただいて、対応してもらおうという形を取っております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） それとあと、さっき言った経営改善計画なんですけれども、非常にすばらしい病院だということで、審査機関からお褒めをいただいたという経緯がある中で、何をもって改善をするのか、悪いところがなければ改善しなくていいんじゃないんですか。だから、その根拠がこういうことなので、こういうふうに改善していきますというようなものでないと、ちょっと分かりづらいんですよね。

それと、この医療提供体制ということで、埼玉北部からの医療需要が多くということなんですけれども、これは藤岡医療圏ということで、前回から補助金もらったりしたほうがいいんじゃないですかということでもらっているようなんですけれども、額が少ないので、そういう取組をしたらということなんですけれども、ここに書いてあるように、皆さんもこのことが非常に多いということで認めていらっしゃるんだから、そのことについて何かアクションをしたり、埼玉北部の自治体に対してお願いをしたり、県を通じて埼玉県側をお願いをしたりした経緯があるのか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、1点目の経営改善計画の中で何をもって改善するのか。確かに今回お示しした資料につきましては、赤字病院、黒字病院、全国の数値というのもお示しして、当院でどこが足りないのかという部分も分析しながら、経営改善を進めていこうというふうに思っております。

いろいろ地域、それから病院が果たす役割としても、経営内容が変わってくるんだと思いますけれども、何をもって改善するか、具体的にこういうふうに目標数値をもってというのは、先ほど議員さんご指摘されましたものとしましては、令和3年度の予算と連動するような形で、この計画の業務を遂行していけば、令和3年度目標どおり予算がクリアできるんじゃないかというような形でのご提案とさせていただきます。

それで、先ほどのなぜ令和元年度と令和3年度の比較なんだというお話で、補正ありきじゃないかというようなお話もありましたけれども、これにつきましては、まず、今回コロナ禍ではありますけれども、本来当院として果たさなければならない地域中核病院として救急医療や高度専門医療というものがあります。こちらはコロナ禍であっても受診控え等あるかもしれないんですけれども、着実にやっていかなければならない。それに加えてコロナ対応していかなければならない、そういうふうに認識しております。

それですので、当初予算におきましては、通常診療ということで計上させていただいております、議員さんご指摘のように補正予算でコロナの影響等を

計上させていただこうというふうに考えております。

それから、2点目の埼玉県北部の関係でありますけれども、ちょうどこの間、コロナの対応で群馬県の職員と話す機会がありまして、コロナ感染の疑い患者さんが救急搬送されるというような話にもなりました。県境を越えた救急搬送の要請もあります。

そういう中で、また改めて救急につきましては、埼玉県側との調整を群馬県のほうにお願いをいたしました。そのときに、今コロナに対する調整もそうなんですけれども、一般の救急も含めて、病院に対する財政支援についてもお願いしたところでございます。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） いろいろこのコロナ禍ということで、一般の患者さんが病院に通常だったら行くような症状でも少し我慢して様子を見ようとかかそういうこともあって、なかなか予算を立てづらいと思うんですけれども、なるべくその予算をしっかりと将来を見ながら、将来というか、今年度を見据えながら立てていかないと、計画的にやるのに50円、100円という話じゃなくてもっと大きいお金が動くわけですから、それはそれなりにしっかりと実際の数字になるべく合わせたような予算を計上していかないと、後で大変なことも起こり得るというふうにも思いますので、経営管理部長のほうでその辺も把握をしながら予算を立てたんでしょうから、これでしっかりと病院の運営をしていただきたいと思います。

それから、市民からの要望なんですけれども、やっぱり受付の対応がよくないと、電話の、ということが私のところにどんどん寄せられてきております。同じ敷地内にある発熱センターの番号も把握もしていないし、スムーズでないというようなことも来ておりますので、医療も大事ですけれども、そうやって問合せしてくる患者さんなり、市民の方からの問合せにも懇切丁寧に対応することが、この病院に課せられた使命の一つでもあると思いますので、その辺の指導をしっかりとしていただけますようお願いして、質問を終わります。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） まず、1点目の今後の病院の計画につきましては、ちょうど中期計画を今また改めて作成する段階ですので、コロナ禍の状況というのも踏まえて、中期計画のほうを作成していきたいと思います。

それから、職員のサービス向上の面なんですけれども、こちらのほうにつきましては、まだまだ至らないこともありますので、所属長にその話を伝えて、各所属長から指導させて、接遇の改善に努めていきたいと考えております。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 今、上程になっていきます議案第5号について質疑をさせていただ

きます。

中里課長さんのほうから、この令和3年度の病院事業経営改善計画ということですばらしい経営改善計画というものが議会に示されたわけでありますので、課長、長年にわたりプロパーとして大変お疲れさまでございました。また、このことをきちんと後任の課長にしっかり引き継いでいただきたいというふうに思いますが、中里課長のまず見解をお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

どうも温かいお言葉ありがとうございます。

長年携わってきましたので、残り少ないんですが、後任が決まればそちらに引き継いで十分やってもらいたいと思います。

以上です。

議長（岩崎和則君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） ぜひその点はお願いいたします。

それで、34ページの業務の予定量の第2条ということで、先ほどの吉田議員さんのほうと少し、若干重複するんですけれども、令和2年度の当初に比べて、令和3年度の業務の予定量は、令和2年度が330人、331人と、プラス1ということではほぼ横ばいだというふうに認識をしております。

また、外来については、当初760人ということで、先ほどの補正で630人に減り、また、1日の平均患者数が令和3年度の当初予算の見込みとして700人という数字があります。

そこで、受診控えということもございますし、特に定期的に、慢性的に外来に診療を行っている患者さんに対して、今、テレワークだとかリモートワークだとかというところの大手を中心とする民間企業さんが対象に推奨されておりますが、この公立藤岡総合病院についてはオンライン診療、いわゆる医師と患者さんがオンラインを通じて適切な薬剤を、処方箋を出して行うということはやっているのか。

また、令和3年度の当初予算についても、こういうことを積極的にやっていくのか、従来どおり患者さんに来ていただいて、診療を行っていくのか、どういう方針でやるのか、この足りないもの11億円という当初からの赤字の予算ということで、大変厳しい数字が出ているというふうに私は認識しておりますので、まず、通院に対しての見解、これについてお伺いをいたします。

議長（岩崎和則君） 医事情報課長。

医事情報課長兼健康管理センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

電話による診療なんですけれども、国のほうから2月下旬にその旨の通知がございました。当院においては3月21日から電話による診療を行っておりま

す。

ただし、初診の患者さんではなくて慢性疾患を持った方、いわゆる再診患者さんに対して電話での指導を行ったり、あと、処方箋のほう発行したりしております。

処方箋につきましては、患者さんお住いの近くの院外薬局のほうにファクスを送ってくださいと言われれば、当院としてそちらにファクスを送って、患者さんのご負担にならないような形で対応している状況です。

以上です。

議員（冬木一俊君） 来年度もそういうことですね。

医事情報課長兼健康管理センター事務統括（五十嵐哲二君） 現状国からの臨時的な取扱いが終わらない限り、継続していく予定です。

議長（岩崎和則君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 来年度もコロナの終息がまだ先が見えない中で、そういった診療も続くのかなというふうに思っております。

また、冒頭申しましたように、この旧病院の解体が7億円と新入院棟建設に伴う減価償却費11億円の計上が大きく影響している当初予算だというふうに思われますので、いろんな形の中で私が一番心配するのが、この地域の基幹病院の中で、コロナの関係でクラスターが発生しちゃって、診療できないということが私一番懸念しているところなので、本当に大変だというふうに私は思いますが、ぜひ院長を中心としてこのコロナの時代の病院経営、また診察等に対応していただきたいというふうに思います。

院長のほうの見解をお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） ありがとうございます。

冬木議員のおっしゃるように、院内のクラスターをぜひとも避けなければいけないということで、職員には私生活においても職場においてもマスク、手洗いを徹底して、そして感染機会を極力避けるような要請を度々行っています。

藤岡地区でも、小学校、保育園をはじめとして幾つかのクラスターが起きて、職員の関係者、子供が濃厚接触者であって、その保護者も結果が出るまでは欠勤を余儀なくされたということですか事例もありました。

また、一定数の感染患者さん受け入れていますので、その病棟からの職員の感染というのはぜひとも避けなければいけませんし、なるべく早くワクチン、まず職員のほうから接種を始めて、少しでもリスクを減らそうというところで、今その準備もしているところです。

また、全職員、毎日検温をしまして、健康に認識を持ってもらって、1回でも熱が出れば、欠勤をしていただくということもやっております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 当病院の資本的支出が、35ページの2行目ぐらいですけれども、11億3,410万円というふうな形で、企業債の償還金が非常に大きなものになっております。

それで、さらに今度、公立藤岡病院の旧の解体工事の7億円というものをそういった中で借入れを起こしたときに、その償還の時期と、令和3年じゃなくて多分5年か6年かが償還のピークになるんだと思いますけれども、そのときの当病院としての企業債の償還金というのはどのぐらいの金額になるのか伺います。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

現在で11億3,400万円ということで、こちらに関しましては、令和4年度に29年度に借りました医療機械の償還が終わりますので、10億円台から下がってくるとは思います。

解体の費用に関しまして、12億円程度2か年にわたって借りることになるとは思います。その償還につきましては、約8年で償還をする予定になるとは思います。

ですので、1年につきまして1億3,000万円程度増えていくと思われまますので、現状11億円ですが、10億円台から今後も下がっていきますので、解体の費用が追加されても徐々に減っていくとは思いますが。

それに加えて、旧病院の土地ですが、もしその土地が売却された場合には、その土地の代金はこの解体で借りたものの返済に充てることとなりますので、その時点でまた額は減ってくるとは思われます。

以上です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 令和4年度から何か10億円以下になると、医療機器の整備事業のお金が減ってくるということですが、今年度2億円計上しているわけですが、そういった中での償還だから、私はあまり減らないのではないかなと思いますが、今の説明がもし正しいということになれば、最終的には12億円前後が令和5年度ぐらいからピークになって、8年間でやっていくというふうなことですが、昨今の説明の中でも、このコロナの関係が非常に病院経営に悪い影響を及ぼしているというふうなことになるのと、先ほど経営管理部長のほうで、中期計画というふうなことになりましたけれども、その辺を含めてやらないと、私、病院のこの企業債なかなか現実には返せないというふうに考えております。

そうした中で、今きれいになった時点で売却をするというふうな話が出てまいりましたけれども、そういった中での売却の代金、繰上償還か何かするのかわかるとは思いますが、その辺についてのそういったことができる年度というのはどのぐらいを予定して、金額はどのぐらいを想定しているのか伺います。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

まず、こちらの解体の費用を整理債として借りる予定ですが、その借りる基準の中で、その資産の売却で得た収入は、借りたものの償還に充てなければならないということがありますので、そちらは売却した時点で返済に充てることになると思います。

また、土地の売却につきましては、解体後になるわけですが、金額につきましては、まだ決定はしておりません。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第6号

議長（岩崎和則君） 日程第9、議案第6号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第6号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

介護老人保健施設事業会計は、高齢者の自立生活を支援する介護老人保健施

設しらさぎの里、さらには在宅での医療を支援する訪問看護ステーションはるかぜ、ここに対する増加する高齢者への医療体制、あるいは介護サービスの継続、こういったことを大変意識して、安定的な供給ができるように、令和3年度の予算編成を行ったところであります。

第3条の収益的収入及び支出は2事業会計で、収入は5億8,721万3,000円、支出は5億7,899万1,000円となり、822万2,000円の黒字予算を計上したものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、介護老人保健施設事業収入で、訪問看護事業からの出資金6,000万円、支出では建設改良費、企業債償還金、出資金として2事業を合わせまして1億1,639万円を計上いたしましたところであります。

以下、第5条、第7条は所要の額を計上させていただき、第6条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めたところであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量でございます。

介護老人保健施設における入所は、療養病床数80床、稼働率92.5%を想定し、1日平均療養者数74人、年間延べ療養者数2万7,010人、通所では、月平均利用者数900人、年間延べ利用者数1万800人を予定しております。訪問看護ステーションでは、対象人員158人、年間延べ利用者数1万2,342人を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入では第1款介護老人保健施設事業収益で4億7,035万3,000円、内訳といたしまして、事業収益が4億6,722万円、事業外収益が312万3,000円、特別利益1万円でございます。第2款訪問看護事業収益は1億1,686万円、その内訳は、事業収益が1億1,664万円、事業外収益が22万円でございます。

次に、支出について申し上げます。第1款介護老人保健施設事業費用は4億9,222万円で、その内訳は、第1項事業費用4億8,295万2,000円、第2項事業外費用916万5,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費10万円でございます。主なものといたしましては、事業費用で、給与費3億3,402万2,000円、材料費3,850万円、経費4,731万円、委託費4,070万円でございます。

第2款訪問看護事業費用は8,677万1,000円で、その内訳は、第1項事業費用8,635万1,000円、第2項事業外費用32万円、第3項予備費10万円でございます。主なものといたしまして、事業費用で、給与費7,473万6,000円、経費905万円でございます。

介護老人保健施設事業会計の収支につきましては、介護老人保健施設事業では2,186万7,000円の赤字予算、訪問看護事業では3,008万9,000円の黒字予算となり、2事業合わせて822万2,000円の純利益を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入ですが、第1款介護老人保健施設事業資本的収入で出資金による6,000万円でございます。

次に、支出について申し上げます。第1款介護老人保健施設事業資本的支出は5,394万円で、その内訳は、建設改良費で250万円、企業債償還金5,144万円でございます。第2款訪問看護事業資本的支出は、建設改良費で245万円、出資金で6,000万円でございます。

今後予想される2025年の超高齢者社会においても、地域住民の皆様に安定した介護サービスを提供するため、職員一丸となり、さらなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、赤字予算調製に伴いお手元に配付してございます経営改善計画につきまして、しらさぎ管理課長より説明をさせていただきます。

議長（岩崎和則君） しらさぎ管理課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） それでは、介護老人保健施設事業経営改善計画についてご説明をさせていただきます。

今後加速していく高齢化社会に対し、切れ目なくサービスが提供されるよう地域包括ケアシステムの構築が進められております。介護老人保健施設は、心身機能の維持回復を図り、居宅に向け支援を必要とする要介護者に対し、看護・医学的管理下での介護・医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であり、在宅支援とともに、介護予防を通じて地域貢献をしていく施設であることが位置づけられております。

このように在宅復帰施設、リハビリテーション施設としてサービスの提供や在宅支援、地域貢献を果たすことが求められております。

運営上の現状と課題につきましては、費用のうち給与費が高い割合を占めていることや施設建設時に借り入れた資金の返済が大きく運営の負担となっているため、令和元年度より訪問看護事業から出資金を受け、運営を行っております。

す。

経営改善の取組につきましては、入所サービスでは、現在取得しております加算型の要件を維持しつつ入所者の増加を図り、通所サービスでも、通所者の増加により収支改善に努めてまいります。

また、利用者に安心、信頼されるサービスを提供できるよう質の向上を図り、他機関との連携強化により地域に貢献していくことで老健施設としての使命を果たしてまいります。

令和3年度予算につきましては、給与費が費用の多くの部分を占めておりますが、病院の職員との交流は難しい状況であるため、再任者の配置などで給与費の削減を図っております。

収益では、関連施設に積極的に情報提供を行うことで、加算型の基準を維持し、利用者数74人を目標に増収を目指しております。

通所では、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、利用者が大幅に減少しておりますが、令和元年度の月平均900人の水準に戻すことを目標に収益の改善を図っていきます。

令和3年度は、利用者の増加により、令和元年度に比べ3,300万円の増収を見込んでおります。

以上、誠に簡単ではございますが、介護老人保健施設事業経営改善計画の説明とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、令和3年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第10 一般質問

議長（岩崎和則君） 日程第10、一般質問を行います。

茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を自席よりさせていただきます。

まず、私ごとながら、昨年12月14日に当病院におきまして、山中先生の下で、手術を受けることができました。10日間の入院の中で、先生をはじめ、看護師の皆様の方、スタッフの皆様にもいろいろな的確な処置をいただきまして、クリニカルパスも何とかクリアさせていただいて、10日間の入院ということで、このような形で復帰することができました。この場をお借りしまして、本病院のすばらしいスタッフ、医療機器、そしてそういった体制ですね、機能評価係数全国7位という高い評価を得ているということをもっと体験させていただき、本当にありがとうございました。この場を借りて皆様にお礼を申し上げます。

そうした中で、今回一般質問させていただきますけれども、私が入院している間に、新型コロナウイルスのいわゆる患者さんの動向というのがいろいろ実は気になりまして、いろいろ確認をさせていただいたんですけれども、まず、最初の質問として、本病院の新型コロナウイルス感染症患者さんの受入れの現状、体制について、まず伺って、1回目の質問とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 暫時休憩いたします。

（午後3時09分休憩）

（午後3時19分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会再開に先立ち、ご報告申し上げます。

神田辰男議員より会議規則第2条の規定に基づき、本日の会議について欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告申し上げます。

経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ態勢についてお答えをいたします。

まず、群馬県内で発生した新型コロナウイルス感染症患者が入院を要する場合には、群馬県病院間調整センターが新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている病院間の調整を行い、受入れ可能な病院に入院要請を行います。

当院においても、群馬県の感染症指定病院として、県からの要請があった場合には患者の受入れを行っております。

病院間調整センターでは、患者の状態や病院の特性を踏まえて、必要に応じ地域や医療圏の枠を超えて入院調整を行います。

当院は原則的に軽症患者の受入れを行っておりますが、昨年秋からの県内患者の急増により、状況によっては中等症の患者、また重症の患者の受入れを行う場合もあります。

当院は、感染症病床を4床有しておりますが、それだけでは対応できないため、現在は一般病床の一部を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床として使用している状況です。

以上、答弁いたします。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 当病院は原則的に軽症者のみを受け入れているという回答が今ありましたけれども、感染症病床4ベッドあるんですけれども、なぜ軽症者のみの受入れというふうな形で限っているのか。

それと、私はてっきり4ベッド利用して、そういった医療体制を取っているのかなと思いましたが、実際のところは一般病床の一部を感染症患者の受入れ病床として使用している状況だということですが、これは全く公表なりされていないんですけれども、こういった一般病棟の病床というものは何ベッドほどあるのかどうか。

それと、受け入れた軽症者の累計というのは、もう去年の3月からこういった群馬県内で発生しておりますけれども、そういった中での人数といいますか、そういったものは可能なのかどうか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、受入れ病棟のご質問ですが、当院は一般患者の病床とは別に1つの病棟を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病棟として使用しております。その病棟ですが、現在の受入れ病床数は30床、先日、県のほうで341床確保しているという報道もありましたけれども、その一部となっております。

それから、2つ目のご質問、累計患者数の質問なんですけれども、入院患者数につきましては群馬県が管理しております、県として個々の病院における入院患者数は公表しておりません。したがって、当院としてもこの場でお答えすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、当院といたしましても、可能な限り県の要請に応じております。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） もう一つのご質問の軽症者のみなのかということになりますけれども、先ほど出た病院間調整センター、そこで最初からもう非常に危険な状態ということになりますと、集中治療室ICUがある前橋日赤、群大、高崎、太田記念、そういったところに恐らく振られます。

当院、決して軽症というだけではなくて、思いがけず重症化する方、糖尿病だったり、持病があったり、高齢者というのは、予測のつかない悪化の仕方をしますので、結果的に受け入れた後に重症化して亡くなった方も数人おられます。

E C M Oという装置もあるんですけれども、非常に看護師さんのマンパワーが足りない。集中治療室で患者さん4人に対して1人の看護師という体制をしているところであれば対応可能なんですけれども、最初から人工呼吸器、あるいはE C M Oを必要とするような患者さんというのは、残念ながらお受けできないところですが、その中での重症化というのは多々実はあります。

よろしいでしょうか。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 軽症者のみを受け入れているというふうな答弁だったということなんですけれども、実際にはいろんな中でそういったやっぱり病気ですから、いろんな状況というのがあるんだなというふうなことですけれども、先ほど30ベッドを一般病棟のところを多分階を区切って、その階の専用に収容して状況見ていらっしゃるんだらうなと思うんですけれども、こういった方たちの人数は駄目だということなんですけれども、平均的な、そうすると在院日数といえますか、入院日数といえますか、そういった中ですよ。この辺はどのぐらいの形の中で、本病院は平均的な日数というのどのぐらいになっているのか。

また、そういった方たちを新聞報道とかによると、非常に感染力がある程度経過すると感染力が急に弱まってくるから、退院を調整した検査というのはできるんだというふうなことになりますけれども、そういう人たちの退院基準というのがどういうふうな形で今推移しているのか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） まず、1点目のご質問です。

当院における新型コロナウイルス感染症患者の平均在院日数につきましては、約11日間となっております。

それから、2点目の退院基準につきましては、厚生労働省の通知がありますので、それを朗読させていただくような形で答弁をさせていただきますけれども、厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」、これにより、有症状の者、症状のある者については次の場合とされております。

1つ目としまして、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、2つ目として、発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後にP C R検査、または抗原定量検査を行い

陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い陰性が確認された場合、この2つとされております。

なお、厚生労働省からは、発熱等の症状が出てから7日から10日程度たつと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことが分かっております。発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合には、2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても感染性は極めて低いため、退院可能とされている旨が併せて通知されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そういった中で、おおむね11日程度の形の中で、いわゆる感染症の患者さんたちが退院をされていくということですが、そうした中で、先ほど院長先生の話だと、一定数のまだコロナ感染症の方がいらっしゃるということなんですけれども、こういった方たちを受け入れていくに当たって、今30ベッドを用意してあるということなんですけれども、このベッド数というものはそれで、今藤岡市では90人、群馬県は四千何人でしょうけれども、この30のベッドで何とかしのいできているのでしょうか。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

昨年秋からの群馬県内の新型コロナウイルス感染症患者の急増により、地域や医療圏に関係なく、県内における新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床は逼迫しているとされております。

そうした中、群馬県は、当院も含め、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている全ての病院に対して、受入れ病床の拡充を要請しております。

当院も非常に厳しい状況に置かれておりますが、感染症医療は当院に課せられた使命であり、県内の状況を踏まえ、院内で検討し、可能な限り要請に応じることとしております。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうすると、1つの30ベッドが群馬県内で今専用病棟として使われている341ベッドの中に含まれているということであれば、当然のことながら、そういった中で群馬県の病院間のセンターからの依頼があれば、重症者でも今後とも受入れは可能だというふうな形の中でということによろしいんですよね。

それで、高崎市なんかは高崎総合医療センターとか、その中で新型コロナの病床を県の要請に応じて増床をかけているというふうなことが新聞に出ており

ました。日高病院と2つで6床、そういった中で体制をしっかりと整えて、市民の安心・安全を図っているというふうなことですけれども、藤岡市において、この院内で検討するというふうな話ですけれども、検討の状況というのは今どんな状況になっているのか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

県から増床の要請がありましたので、当院では5床を増床できる旨を回答しております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。

以上で発言通告のありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（岩崎和則君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 第1回の組合議会定例会に当たりましては、本日6議案を提案させていただきましたけれども、全ての議案、慎重審査を賜りまして、全員の賛成をいただきましてご決定をいただきました。心より感謝と御礼を申し上げます。

議員皆様方から賜りましたご意見をしっかりと踏まえまして、今後とも地域の中核病院としての使命をしっかりと果たしてまいりたいというふうに存じますので、議員各位の引き続きのご支援とご協力を賜りたいと存じます。議員各位のご健勝を祈念申し上げて、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

閉会

議長（岩崎和則君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終

了いたしました。

これにて、令和3年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時34分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 岩 崎 和 則

署名議員 橋 本 新 一

署名議員 大 竹 隆 一